

建築基準法に違反している建築物について、次のとおり命令しましたので、同法第9条第13項の規定により公告します。

平成25年6月19日

京都市長 門川 大作

1 建築物の所在地，用途及び構造

- (1) 所在地 京都市左京区一乗寺里ノ西町100番地
- (2) 用途 一戸建の住宅
- (3) 構造 木造2階建

2 命令を受けた者の住所及び氏名

- (1) 住所 京都市左京区一乗寺里ノ西町100番地
- (2) 氏名 稲葉 透

3 命令年月日

平成25年6月7日

4 命令の内容

平成25年8月31日までに次に掲げる措置を講じること。

- (1) 容積率が80パーセントを超える部分（床面積37.48平方メートル以上）を除却すること。
- (2) 建ぺい率が60パーセントを超える部分（建築面積4.08平方メートル以上）を除却すること。
- (3) 建築物の各部分の高さが、当該各部分から隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6（京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度地区の適用除外規定に基づき北側斜線制限が適用されなくなったときは、1.25）を乗じて得たものに5メートルを加えたものを超える部分を除却すること。

5 根拠条項

建築基準法第9条第1項

（都市計画局建築指導部建築安全推進課）